

事 業 報 告 書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

南九州税理士会

一 事業活動の概況

平成21年度は、納税者の利便の向上に資するとともに、その信頼に応え得る税理士制度を確立するという観点にたって、会員の資質の向上、業務の改善進歩、社会貢献活動の推進など、これを具現化するための施策を積極的に講ずることを基本として事業活動を推進した。

以下、事業活動の概況を報告する。

1 会員の研修の充実強化と資質の向上について

(1) 会員の資質の維持、向上を図るため年間36時間受講を努力目標とする研修制度に基づいて研修を実施した。

具体的には、全国統一研修会及び地域別研修会で計40時間の研修を企画、実施するとともに、認定団体からの申請については迅速に審査のうえ積極的に研修の認定を進め、会報及びホームページで情報提供を行い、受講機会の拡大に努めた。

なお、平成20年度の研修受講の履歴と時間数を全会員に通知した。

(2) 遠隔地支部会員の受講機会の増加を図るため、支部が研修会を実施した場合は補助金を支給する施策を講じた。

(3) 本年度の全国統一研修会は、「法人税」及び「資産税」を取り上げ、平成21年8月に各県で実施した。掛川雅仁税理士を講師として「事例で再確認する近年改正法人税法の落とし穴」、笹岡宏保税理士を講師として「知らなかったではすまされない財産評価の実務」の研修を行った。

(4) 地域別研修会については、各県において次のとおり6回実施し、会員の業務改善及び資質の向上を図った。

第1回 平成21年4月に松原恭司郎中央大学大学院特任教授・公認会計士を講師として「世界同時不況の今だからこそ、関与先の経営指導に役立つツール『戦略マップ』をマスターしよう～経営者の琴線に触れる最新の経営手法をケースを活用して平易に解説」

第2回 平成21年6月に杉田宗久日税連調査研究部長を講師として「平成21年度税制改正の

ポイント」

第3回 平成21年7月に玉越賢治税理士を講師として「新事業承継手法～非上場株式に係る株式納税猶予制度を中心として～」

第4回 平成21年9月に三木義一立命館大学大学院法務研究科教授を講師として「知らないではすまされない民法と税理士業務（パート2）—遺言・遺留分減殺請求編」

第5回 平成21年10月に熊王征秀税理士を講師として「消費税トラブルの傾向と対策&簡易課税の業種区分」

第6回 平成21年12月に太田達也公認会計士・税理士を講師として「景気停滞局面における法人税実務～資産の評価減、役員給与の減額改定、貸倒れ、会社解散、合併・・・etc～」

(5) 税理士登録後1年以内の会員を対象とする登録時研修（日税連主催）を平成21年11月に3日間にわたって実施した。

「関連法規（憲法、行政法）」を山崎広道熊本大学教授、「関連法規（民法、商法、会社法、争訟法）」を関根稔弁護士・公認会計士・税理士、「租税法概論」を宮谷俊胤福岡大学名誉教授、「税理士制度」、「綱紀関係」及び「業務に関する知識等」を本会役員（制度部長、綱紀監察委員長、業務対策部長、総務部長）が担当した。

(6) 遠隔地支部、少人数支部における支部研修の教材に供するため、日税連で作成したマルチメディア研修（インターネット配信研修）及び平成21年度に全国の税理士会で実施した全国統一研修会を収録したCD-ROMを各支部に配付した。

(7) 研修細則第4条第1項に基づき認定した認定研修は80件であった。

2 電子申告制度の利用促進について

電子申告制度の普及を図るため、次の活動を行った。

(1) 電子申告に関する情報提供を本会ホームページや会報等を通じて積極的に実施した。

(2) 情報公開制度を利用し熊本国税局管内各署別電子申告件数を会報に掲載した。

(3) 会員が利用している主要税務会計ソフトメーカーと電子申告に関する協議会を開催し、会員の利便性向上のために相互に協力することとした。

(4) 会員からのe-Tax、eLTAXに関する要望について国税当局等関係機関、日税連に要望を行った。

(5) 日税連認証局発行の電子証明書による代理送信を推進するため、電子証明書の取得を推進した。

3 税務支援の実施に関する諸対策について

平成21年度は、受託事業、協議派遣事業、独自事業の3事業を税務支援制度の柱とする規則、細則の定着を図るべく対応した。

(1) 受託事業について

受託事業については、外部委託事業対策室において外部委託事業の人員、入札価格及び実施方法等の具体的な事項について、対応を協議し円滑な実施に努めた。

また、本会の税務支援の目的が達成されるよう、実施に当たり当局との勉強会や実務者及び定例協議会を通じ意見交換を行った。

本年度は、臨戸方式による記帳指導を全支部において実施したほか、説明会講師委嘱業務(28支部)、確定申告期の事前説明会(19支部)、確定申告期無料相談(18支部)、年金受給者に対する確定申告書等作成会(8支部)、「確定申告電話相談センター」相談業務(5支部)を受託し実施した。

(2) 協議派遣事業について

商工会等へ税理士を派遣する協議派遣事業については、例年同様4県統一資料に基づき各県連合会及び各支部において関係諸団体との協議会を開催し、かつ、同じ資料を使用した派遣税理士を対象とする研修を行った。これらの協議会を通じ協議派遣事業による税務支援の適正化を推進した。

なお、協議派遣事業における電子申告については、本会が策定した「手順書」、派遣先団体との「覚書」及び「電子申告にかかる承諾書」の周知に努めた。

本会内においては、同一税理士による同一団体への派遣期間の長期化を是正すべく、各県連合会に設置の派遣税理士選定委員会を本年も開催し改善に努めた。

(3) 独自事業について

税理士事務所型税務支援の円滑な導入、推進のため、主に実施予定支部の支部長を対象とした勉強会を行い、平成21年度は23支部において実施した。

(4) 支部間応援制度について

税務支援事業全般について、小規模支部または支部区域が広域な支部等における過重負担の平準化を目的とした支部間応援制度については、延べ3支部(うち、1支部は準用)の利用があった。

(5) 税理士法第50条「臨税」について

農協臨税の廃止に向けて「臨税対策室会議」を開催し、これをうけ農協臨税が許可されている区域において当該団体または税務署と協議を行った。

なお、平成20年度の宮崎中央農協(宮崎支部区域)に続き、本年度は、はまゆう農協(日南支部区域)の臨税が廃止された。

(6) 国税局との協議会等について

- ① 熊本国税局との実務者協議会及び定例協議会において、確定申告期の税務支援に関し税務支援の目的及び実施体制について説明した。
- ② 商工会等への税理士派遣に係る処理件数の適正化と高額所得者（400万円超）の放出及び消費税課税事業者への対応について関係団体への指導方を要請した。
- ③ 国税局との申告相談に関する勉強会を4回開催し、新たな税務支援制度の枠組み（受託事業、独自事業、協議派遣事業）について説明、周知したほか、種々の税務支援事業施策に関する要望を行い、意見調整を図る等、実務者協議会及び定例協議会の補完に努めた。
- ④ 「農協臨税」の廃止に向けた取組、経過等について説明のうえ、現状認識の共有化を図った。
- ⑤ 熊本国税局主催の南九州中小企業記帳指導協議会に出席し、中小企業者に対する記帳指導の現状や記帳水準の向上について協議した。また、本会から「協議派遣事業による税務支援の適正化について」を提案した。

なお、国税局から各関係団体に対し、非税理士行為に関する注意喚起があった。

4 税理士業務の質的改善について

- (1) 税理士業務水準の向上を図ることを目的に、会員及び事務所職員を対象として「税理士の専門化責任を実現するための100の提案」及び「書面添付制度」に関する研修会を平成21年12月に各県で開催した。
- (2) 国税局との書面添付に関する勉強会を平成21年11月に開催するとともに、各県単位で国税局との協議会及び各支部単位で所轄税務署との勉強会を開催し、書面添付制度の普及・定着を図った。
- (3) 金融制度に関する知識を習得し、金融機関との交流を図るため研修会及び交流会を実施することを計画した。

5 会計参与制度の普及推進について

- (1) 会計参与制度の普及推進を図るため、日税連で作成した会計参与制度のリーフレットの改訂版を中小企業団体及び中小企業経営者等へ配付した。
- (2) 日税連では、講師養成を目的として「会計参与制度実務研修会」を全国2会場で開催した。本会から平成21年11月に大阪会場で会計参与普及推進特別委員8名が受講した。

6 会員の倫理の高揚、綱紀の保持、品位の向上について

- (1) 情報を入手した綱紀監察事案の調査、指導、措置等について適切に処理した。

- (2) 登録時研修において、違反行為の未然防止と職業倫理の高揚等について周知徹底を図った。
- (3) 税理士の名義貸し等に対する予防施策のため、「税理士業務に関する15の自己チェック・リスト」を作成し会員へ配付した。
- (4) 国税局及び他税理士会との連携を密にして、情報収集に努めた。

7 税理士法改正問題について

日税連の「税理士法改正に関するプロジェクトチーム」においては、国民・納税者の利便に資し、その信頼に支え得る税理士制度の確立を目指し、改正要望項目に関する検討結果をタタキ台として取りまとめ、会員へ公表のうえ意見を募集した。

本会においても、同タタキ台を会員へ周知するとともに、その意見を募集したところ33名の会員から提出があり、意見を集約のうえ日税連へ提出した。

8 税制及び税務行政の改善に関する意見と要望について

平成23年度税制改正について例年どおり各会員から意見を聴取した結果、延64項目の意見要望があった。これを基に前年までの本会の意見書及び日税連の建議書などを参考に検討を行い「税制に関する事項及び税務行政に関する事項」として84項目をとりまとめ日税連に意見書を提出した。

9 対内広報活動と対外広報活動の積極的な推進について

(1) 対内広報としては、次の施策を講じた。

- ① 毎月発行する会報の「会務ニュース」、「部・委員会ニュース」、「県連合会ニュース」等に会務の状況を掲載し、情報公開に努めた。
- ② 本会や日税連の動向、研修会、行事予定などを会報原稿から抜粋してコンパクトにまとめたメールマガジン「南九会メールニュース」を希望会員に配信した。
- ③ ホームページの会員専用会議室に、正副会長会、理事会、各部・委員会の議事録を掲載して会務の状況を伝達した。研修会の日程、内容等を掲載し周知に努めた。

(2) 対外広報としては、次の施策を講じた。

- ① 統一デザインによる「税理士記念日」の新聞広告を企画し、4県の日刊紙に会員の賛助を得て掲載した。
- ② 4県とも均質な対外広報ができるように広告代理店1社にまとめられないかと考え、9社でプレゼンテーションを行った。
- ③ 確定申告期等に、無料税務相談会の開催等地域の納税者向けの情報をホームページに掲載するとともに、各報道機関に情報を提供して広報に努めた。

- ④ 各報道機関に総会等の情報をニュースリリースとして数次にわたり配信し、記事となった。
- ⑤ 地域の納税者に税理士制度の理解を深めるため、各県が実施した民放テレビ局への出演及びAMラジオ局の番組制作を支援した。

また、日税連が制作した上戸 彩が出演するテレビCM（南九会版）を一部地域で放映した。

10 公益的業務の確保拡充について

- (1) 政治資金規正法に定める登録政治資金監査人に関し周知を行い、税理士就任を推進するために、登録者及び登録予定者を対象として、平成21年12月14日～18日にかけて、各県連合会で「登録政治資金監査人制度研修会」を行った。

また、各県連合会にある政党支部に対して、会長名により「登録政治資金監査人の選任について（お願い）」を送付し、税理士の就任支援を行った。

なお、税理士の登録政治資金監査人は3月末で120名である。

- (2) 税理士の成年後見人就任支援のため、各県連合会で家庭裁判所との協議会に参加して意見交換を行った。平成22年3月には、成年後見人の実務者協議会を開催し、現状の課題等から、税理士会による支援活動プロジェクトを発足させた。

なお、3月末の成年後見人登録者は209名で、従事会員はこの内12名である。

- (3) 地方公共団体の監査業務の現状の把握と今後の養成研修のため各県、各市町村の監査委員の就任状況を調査したところ包括外部監査人1名、監査委員13名であった。
- (4) 各県連合会にて実施しているNPO法人税務・会計相談室は、本年度は28件の相談があった。

11 租税教育の普及推進について

租税教室については、各支部長、会員の協力により次のとおり講師を派遣した。

小、中学生対象	高校、短大生対象	社会人対象	計
(228回)	(43回)	(19回)	(290回)
219回	28回	14回	261回

(注) () は前年度

12 会務運営の充実強化と効率的な運営について

- (1) 各県連合会・各支部との連絡調整、官公署、日税連、他税理士会、各部・委員会等との連絡調整、国際交流等を行い、意思の統一、情報交換に努めた。
- (2) 支部長会を2回開催し、各支部長からの会務運営に関する提案事項を協議するとともに本会の連絡事項を伝達し意思統一を図った。

なお、本年度新たに就任した支部長を対象に、本会と支部間の連絡、報告を要する事項を中心に会務運営の基本的事項を周知するため、新任支部長に対する研修会を平成21年7月に開催した。

- (3) 各県連合会の相互の連絡調整を図るため県連合会連絡協議会を2回開催した。
- (4) 本年は役員改選の年であったことから、新執行部による各部・委員会・室の正副部長等による合同会を平成21年7月に開催し、本会の事業計画に基づく各部等の事業計画の具体策について協議、意見交換を行った。

また、正・副会長会の審議内容については、従来と同様各部・委員会等へ早急に連絡し会務運営の充実に資することとした。更に、正・副会長会や各部・委員会等で審議された事項は、その議事録を会員向けホームページに掲載した。

- (5) 日税連が運営する「税理士情報検索サイト」について、会員に周知するとともに、支部長会で同サイト内の任意公開情報の積極的な登録を要請した。
- (6) 会則・規則等については、日税連における単位会準則等諸規定の変更に伴う整備及び本会内における整備を図った。
- (7) 総合企画室においては、平成20年12月3日に会長から諮問があった「県連合会の組織」に関する検討について、数次にわたる検討を行い、平成22年2月15日に答申した。
- (8) 税理士証票伝達及び入会式を開催した。
- (9) 従来と同様会務に従事する役員等及び確定申告期における税務支援等会務に従事する会員が、事故により被害を被った場合の対応のため傷害保険に加入した。
- (10) 予算執行については、適正かつ効率的に執行し健全な財務体質の確保及び管理財産の整備を図った。基本財産たる税理士会館についてもその保全と管理を適切に行った。また、事務局の合理的且つ効率的運用については、経理事務の改善合理化をはじめ随時、適正に行った。

13 国税当局との協議について

- (1) 熊本国税局との実務者協議会及び定例協議会を実施し、双方の提案事項を協議した。また、長期展望にたった確定申告相談のあり方を検討するため「申告相談に関する勉強会」及び書面添付制度の更なる推進を図るための「書面添付に関する勉強会」を開催した。
- (2) 熊本国税局との定例協議会の協議事項については、その要旨を会報に掲載し会員へ周知した。
- (3) 熊本国税局幹部と各県連合会の役員との協議会を各県において開催し、当面の課題について協議した。

14 関係団体との協議、共催等について

- (1) 平成21年8月7日に開催された九州・沖縄税理士会役員協議会に出席したほか、11月6日に

西日本ブロック会議を鹿児島市において開催する等、日税連及び他税理士会との活発な意見及び情報交換を行った。

(2) 大韓民国大田（テジョン）地方税務士会との第14回目の懇談会を平成21年10月に宮崎市において開催し、税理士制度等についての情報交換を行う等の国際交流を実施した。

(3) 南九州地区納税貯蓄組合連合会主催の中学生の「税についての作文」については、後援団体として会長名の表彰を行った。

(4) 各県レベルで専門士業団体との協議会を積極的に実施した。

15 税務相談室、法律相談室の運営について

(1) 会員税務相談室の利用状況は、次のとおりで本年度は873件の相談があった。

熊 本 県	大 分 県	鹿 児 島 県	宮 崎 県	計
(609件)	(76件)	(89件)	(26件)	(800件)
649件	83件	108件	33件	873件

(注) () は前年度

(2) 会員法律相談室を毎月1回実施し9件の相談事案に対応した。

16 紛議調停について

紛議調停の申立てが4件あり、取り下げが1件、調停を行わないが2件、調停中が1件であった。